

高松市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付事業に関するQ&A

高松市都市整備局建築指導課

1 制度全般について

Q1-1 この事業の目的は何ですか。

A 平成30年6月に発生した大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、危険なブロック塀の安全対策を求める社会的な機運が高まったことから、要綱に定める道路等に面した危険なブロック塀等の所有者等に対し、撤去費の一部を補助することにより、危険なブロック塀等の撤去を促進するものです。

Q1-2 相談窓口や問い合わせ先はどこですか。

A 高松市都市整備局建築指導課 建築指導係となります。
お気軽にお問い合わせください。
電話：087-839-2488（直通）
Mail：kenchikushidou@city.takamatsu.lg.jp

Q1-3 国や県からの補助金はありますか。

A 国の補助金を加算した額を、市から補助します。補助金額については、Q2-1をご覧ください。
令和4年度は、県の補助はありません。

2 補助金等に関すること

Q2-1 補助額の上限はいくらですか。

A 危険なブロック塀等の撤去に要した費用（処分費を含む。）の2/3以内の額で、補助金の上限額は、12万円/件です。

Q2-2 他の補助との併用はできますか。

A 本補助金を使って撤去する危険なブロック塀等の工事に、他の補助金を併用することはできませんが、工事個所が重複しない場所や建物側の工事のための補助金の場合には併用することは可能です。

3 補助の対象となるブロック塀や工事等に関すること。

Q3-1 補助の対象となるブロック塀等は、どのようなものですか。

A 市が危険ブロック塀等撤去工事費補助金交付要綱などで定める道路等に面し、原則として、道路面からの高さが1.2mを超える危険なブロック塀等が対象です。

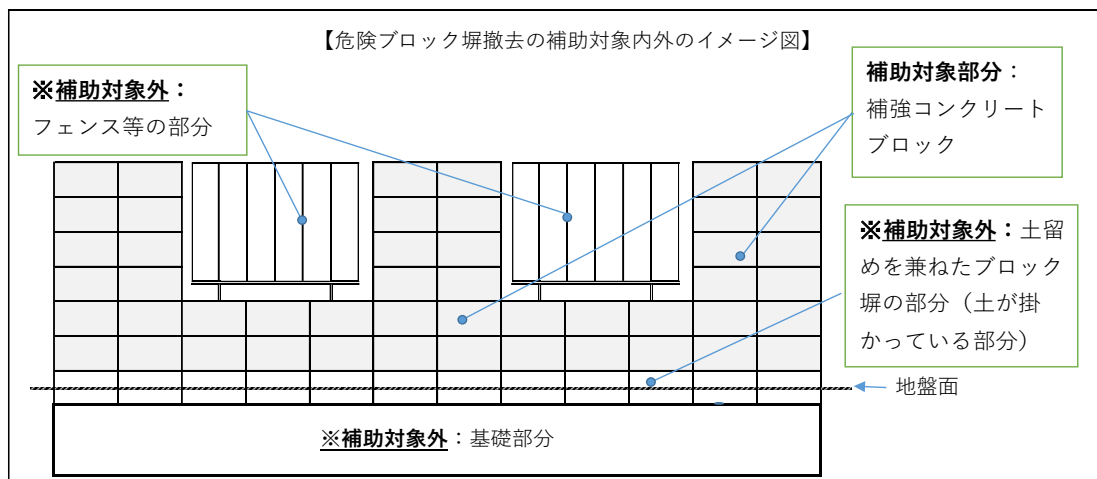
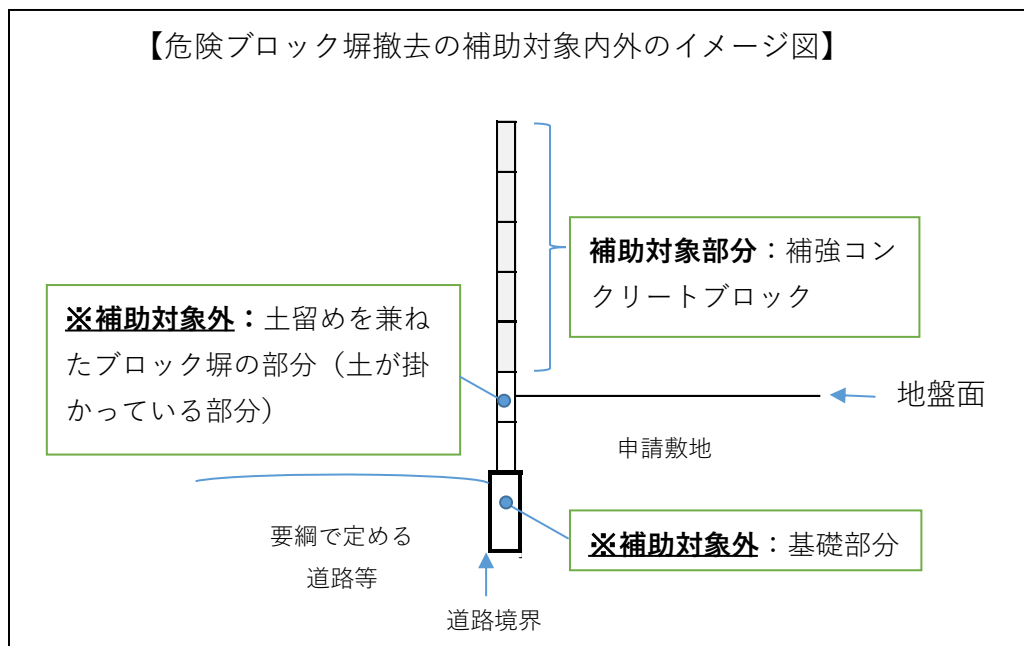
危険なブロック塀等とは、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある（点検表により基準に合致しないものが1項目以上あるものに限る。）補強コンクリートブロック塀やそれ以外の石造、れんが等による組積造その他これらに類する塀です。

【注意：補助対象外】

下記の部分は、ブロック塀と一体、若しくはブロック塀に附属していたとしても、補助対象外となりますので、注意してください。

- ・基礎の部分
- ・門柱、門扉、フェンス部分等
- ・ブロック塀の土留めを兼ねた部分（具体的には、土が掛かっている部分のことです。）

補助対象内外のイメージは、以下の図のとおりです。



Q 3-2 補助金交付要綱で定める道路等とは、どのようなものですか。

A 要綱で定める道路等とは、緊急輸送道路及び避難路のいずれかに該当するものです。

【緊急輸送道路とは】

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、「香川県緊急輸送道路ネットワーク計画」において指定されている緊急輸送道路のことです。

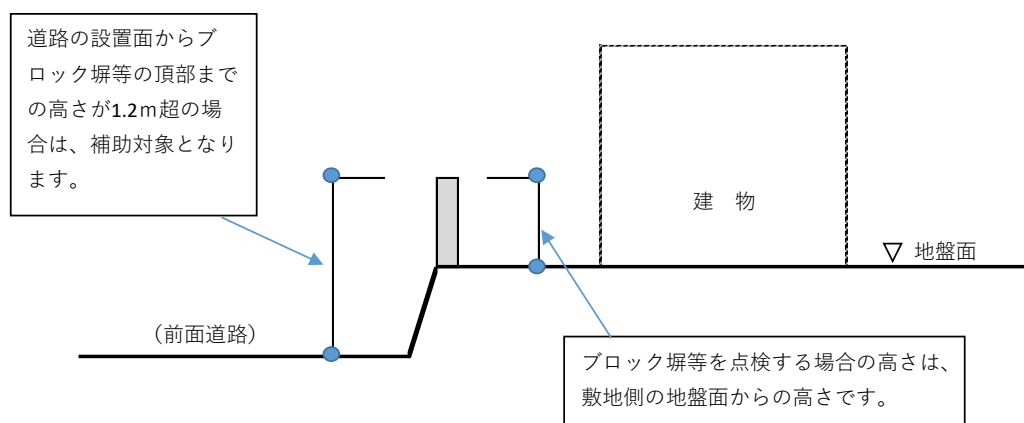
【避難路とは】

住宅や事業所等から「高松市地域防災計画」において指定されている学校やコミュニティセンターなどの指定避難所へ至る不特定多数の者が通行する道のことです。

くわしくは、高松市建築指導課へお問い合わせください。

Q 3-3 道路と敷地に段差がある場合、ブロック塀の高さの算定基準はありますか。

A 下図のとおりです。御不明な場合は、建築指導課まで事前にご相談ください。



Q 3-4 ブロック塀の基礎の部分も補助対象に含まれますか。

A ブロック塀の基礎の部分は、補助の対象となりません。

※なお業者から撤去工事等の見積を取得する際に、補助対象外を含んで、見積もりをする場合は、補助対象と補助対象外がわかる内容の見積を取得してください。

Q 3-5 ブロック塀等の土留めを兼ねた部分は補助対象に含まれますか。

A ブロック塀の土留めを兼ねた部分は、補助の対象となりません。

具体的に土留めを兼ねた部分とは、ブロック塀等の部分であって、少しでも土等が掛かっている部分は、補助の対象にはなりませんので、注意してください。

※なお業者から撤去工事等の見積を取得する際に、補助対象外を含んで、見積もりをする場合は、補助対象と補助対象外がわかる内容の見積を取得してください。

Q 3-6 フェンス、門柱、門扉も補助対象に含まれますか。

A フェンス、門柱、門扉等は、補助の対象となりません。

※なお業者から撤去工事等の見積を取得する際に、補助対象外を含んで、見積もりをする場合は、補助対象と補助対象外がわかる内容の見積を取得してください。

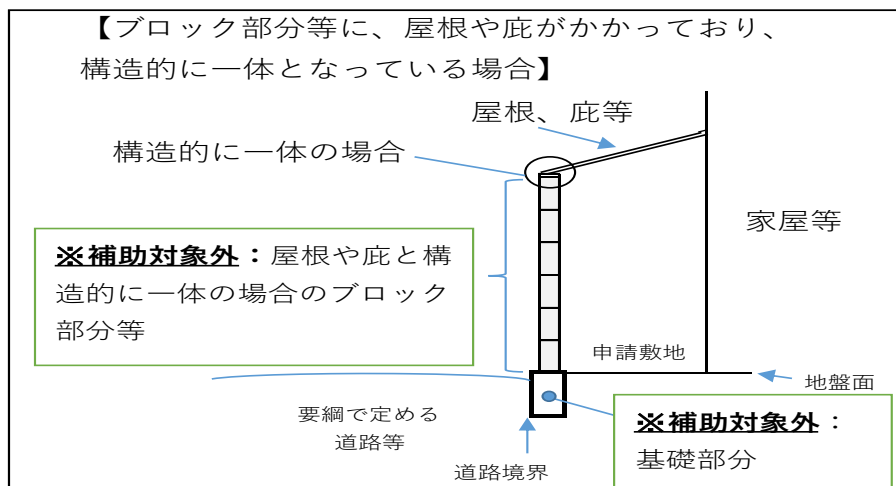
Q3-7 どのような工事が対象となりますか。

A 原則として、危険なブロック塀等の全部（基礎の撤去は対象外）を撤去する工事が補助対象となります。

ただし、敷地等の状況により、ブロックを2段程度（前面道路からの高さが40cm程度）残して撤去する場合も対象になりますが、石積み擁壁の上部、または建築基準法第42条第2項に規定する道路内にある危険なブロック塀等については、すべて撤去してください。

Q3-8 ブロック部分等に、屋根や庇がかかっており、構造的に一体となっている場合は、補助対象となりますか。

A ブロック部分等に、屋根や庇がかかっており、構造的に一体となっている場合、建物の外壁と見なすこととなるため、危険ブロック部分の撤去については、補助対象となりません。



Q3-9 新たにフェンスを設置する工事は補助対象となりますか。

A 危険なブロック塀の解消を目的としており、新たにフェンス等を設置する工事（整備費用）は、補助対象になりません。

Q3-10 撤去後に設置するフェンスや塀について、要件はありますか。

A 本事業の要件としては特にありませんが、建築基準法等関係法令に適合するよう建築士等の専門家に相談してください。

Q3-11 道路に面する全ての危険なブロック塀等を撤去する必要がありますか。

A 原則として、道路に面している部分は全て撤去する必要があります。ただし、やむを得ず残す必要がある場合は、事前に建築指導課までご相談ください。

Q3-12 隣の家との敷地境界部分にブロック塀があるが補助対象となりますか。

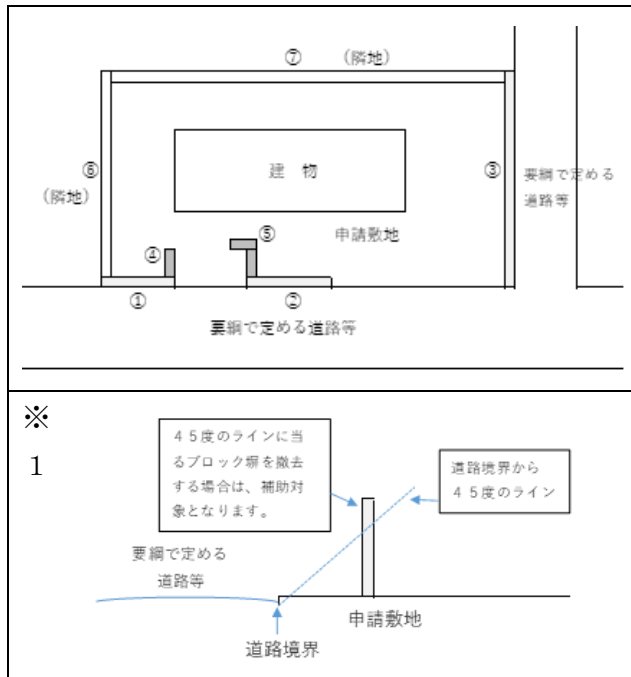
A 補助対象になりません。要綱で定めた道路等に面して築造している危険なブロック塀等を対象としています。

Q 3-1 3 危険なブロック塀を築造した年月による要件はありますか。

A 築造年月の要件はありませんが、Q 3-1 の要件を満たす必要があります。

Q 3-1 4 下図のように、道路には面しているが凹凸状に築造している塀は対象となりますか。

- A 右図の着色した部分の塀
- ・(①～③) を撤去する場合は、補助の対象になります。
 - ・(④及び⑤) を撤去する場合、④、⑤の部分が、道路側に倒れた時に、道路に届く部分については、補助対象になります。
- ※1 道路の境界から、45度のラインを引いて、そのラインに当たるブロック塀を撤去する場合には補助対象となります。
- ・⑥及び⑦は補助対象になりません。



Q 3-1 5 補助申請をする前に、撤去工事を終えているが申請できますか。

A 申請できません（補助対象となりません）。

Q 3-1 6 補助申請をした場合、危険なブロック塀の撤去工事はいつからできますか。

A 補助申請を提出し、交付決定の通知を受けた後に、工事契約を行い、撤去工事に着手してください。

決定通知前に工事契約、又は着手した場合は、補助金が受けられず、補助金の交付決定を取り消すこととなりますので、ご注意ください。

Q 3-1 7 建物の建て替え又は建物の解体工事に併せて行う危険なブロック塀の撤去も対象になりますか。

A 対象となります。

ただし、Q 3-1 6 のとおり、撤去工事の着手日についてはご注意ください。

Q 3-1 8 危険なブロック塀等の撤去工事の期間に制限はありますか。

A Q 3-1 6 のとおり、補助金の交付決定通知後に契約し、交付決定を受けた年度の2月28日までに撤去工事等を完了したうえで、当該年度の3月10日頃※までには完了実績報告書等を提出いただく必要があります。

※市では、交付決定を行った年度内に、補助金の支払いを完了する必要があります。

4 補助の申請手続き等について

Q 4-1 申請者の要件はありますか。

- A 原則として、危険なブロック塀等の所有者が申請者となります。
なお、当該所有者から当該ブロック塀等の撤去について、承諾を得た者も含むとしておりまして、この場合、補助金交付申請において承諾書の添付が必要になります。

Q 4-2 法人の所有する危険なブロック塀等も対象ですか。

- A 法人所有のものも対象です。お気軽に相談してください。

Q 4-3 申請手続きは、どのように行うのですか。

- A 補助対象事業に関する業者との契約をする前に、高松市建築指導課に補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。
まず、高松市建築指導課の窓口等にご相談ください。

Q 4-4 申請書類は、どこで入手できますか。

- A 申請様式等は、高松市のホームページからダウンロードできます。また、直接、高松市建築指導課の窓口にも備え付けています。

Q 4-5 家族や施工業者（代行者）が提出することは可能ですか。

- A 書類の提出は、家族又は施工業者（代行者）等でも可能ですが、申請書は本人が記入（家族が記入した場合は、本人が必ず申請内容を確認）してください。
施工業者等が代行して申請する場合は、申請者の委任状も併せて提出していただく必要があります。

Q 4-6 見積書は誰の名前で発行してもらえばいいですか。

- A 補助申請者の名前で見積書を発行していただくよう施工業者に依頼してください。

Q 4-7 見積書に補助対象外の金額が含まれていてもいいですか。

- A 補助対象（危険なブロック塀等の撤去費とその処分費）と補助対象外の工事を分けた内訳書や明細書が添付されていれば、補助対象外の工事金額を含んだものでも構いません。

Q 4-8 危険なブロック塀等を撤去するために仮設足場やガードマンが必要ですが補助対象となりますか。

- A 危険なブロック塀等を撤去するために必要なものであっても、仮設費（仮囲い、仮設足場等）やガードマンの費用は、補助対象外となりますので、注意してください。

Q 4-9 申請書に添付する「現況写真」はどのように撮影すればいいのですか。

- A 補助対象危険ブロック塀等の全景及び補助対象範囲の確認できるもの、並びに道路

等及び補助対象危険ブロック塀等の状況が確認できるものの添付が必要になります。

具体的には、道路側の全景（1枚程度）、撤去するブロック塀の土かぶり等の状況が確認できるもの（道路側、敷地側それぞれ必要に応じて数枚）と、ひび割れや傾き等がわかる部分を撮影したもの（1枚程度）を添付してください。

A 4版の用紙に印刷して提出してください。

Q 4-10 完了実績報告書に添付する写真はどのように撮影すればいいのですか。

A 撤去する危険なブロック塀等の全景について、撤去前、撤去工事中、撤去完了時の写真を提出してください。それぞれ2枚程度、全景を道路側、敷地側などアングルを変えて、撤去する塀等の高さや長さが確認できるように撮影してください。

A 4版の用紙に印刷して提出してください。

Q 4-11 申込期限はありますか。

A 各年度の申込期限は、パンフレット、ホームページに掲載しています。

なお、予算に達し次第受付を終了します。

Q 4-12 撤去する施工業者の要件はありますか。

A 市内に営業所を有する事業者において、撤去工事をするのが要件となります。

5 その他

Q 5-1 市の担当職員による現地確認や現地検査をすることはありますか。

A 補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、工事着手前、工事途中、工事完了時のいずれかに、市の担当者が現地確認や現地検査を行う場合があります。

Q 5-2 補助申請をするにあたり、危険なブロック塀等の撤去に係る設計図を作成する必要がありますか。

A 撤去に係る設計図は不要ですが、配置図に、敷地内における補助対象危険ブロック塀等の位置及び撤去予定箇所を明示したものの提出が必要となります。

Q 5-3 どこに依頼すればよいのか、施工業者を紹介してください。

A 特定の業者を紹介することができません。

まずは、建物やブロック塀を建築した当時の施工業者や、電話帳やホームページなどでご近所の施工業者や解体業者にご相談いただくのがよいと思います。

なお、補助金の交付決定前に契約をすると、補助金を受けられなくなりますのでご注意ください。

Q 5-4 点検した結果、安全と判定されました。大規模な地震が発生しても大丈夫ですか。

A 災害を防ぐためにも、所有者や管理者の皆様が、日頃からひび割れや傾き等の老朽化が進んでいないかなど目を配り、定期的に点検をすることが大切です。

異変を感じた際は、専門家にご相談していただくことをお勧めします。